

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

（平成 15 年 10 月 8 日付け）

- ・ ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65 及びポリソルベート 80（非イオン性の界面活性剤。乳化剤、分散化剤、可溶化剤として、諸外国において使用が広く使用が認められている）

（平成 15 年 10 月 20 日付け）

- ・ ナタマイシン（マクロライド系のかび（真菌）に有効な抗生物質の一種。チーズ等の表面処理用の保存料として、諸外国において使用が広く使用が認められている）
- ・ ナイシン（バチルス属、クロストリジウム属等の細菌に有効な抗生物質の一種。チーズ等の保存料として、諸外国において使用が広く使用が認められている）
- ・ 亜酸化窒素（諸外国において缶入りホイップクリーム等に使用が認められている）

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

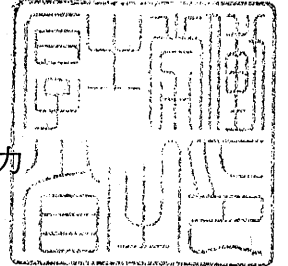
（平成 15 年 10 月 20 日付け）

- ・ 亜塩素酸ナトリウム（塩素系殺菌剤の一種。昭和 38 年に添加物指定。「カズノコ」への使用追加のための使用基準の改正）

厚生労働省発食安第 1008003 号
平成 15 年 10 月 8 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



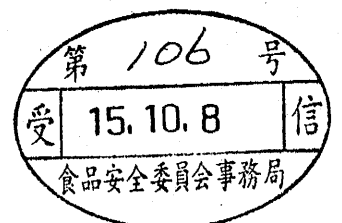
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること

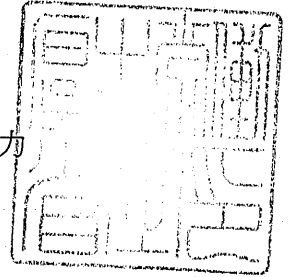
ポリソルベート 20、同 60、同 65 及び同 80



厚生労働省発食安第 1020001 号
平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



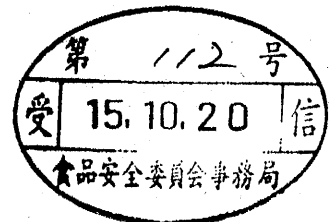
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

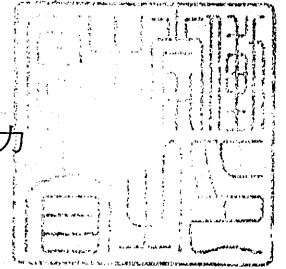
ナタマイシン



厚生労働省発食安第 1020002 号
平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



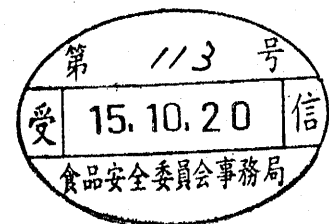
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

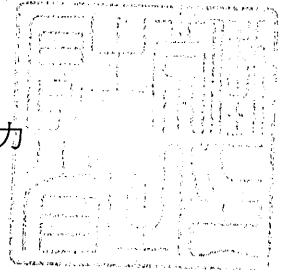
ナisin



厚生労働省発食安第 1020003 号
平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



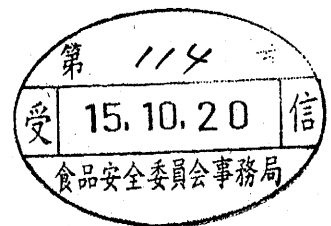
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

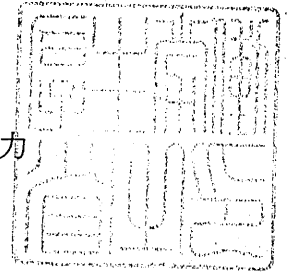
亜酸化窒素



厚生労働省発食安第 1020004 号
平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

亜塩素酸ナトリウム

